

戦後70年を迎える憲法記念日にあたって

—憲法違反の集団的自衛権行使を具体化する法整備に反対する—

- 1 日本国憲法のもと、二度と戦争をしないと誓ったわが国は、戦後70年にして、平和国家としての国の在り方を根本から変えるかどうかの大きな岐路に立っています。

政府は、昨年7月1日、集団的自衛権の行使は憲法上許されないとの憲法解釈を変更して、集団的自衛権の行使を認める閣議決定を行いました。そして、これを具体化する関連法案を、早ければこの連休明けにも国会に提出しようとしています。

この関連法案が成立すれば、わが国が攻撃されていなくても、わが国と密接な関係にある他国が攻撃を受けた場合に、集団的自衛権の行使として自衛隊が武力を行使でき、他国の戦争に参加できるようになります。また、平和活動の名の下に、自衛隊の海外派遣が恒常的に認められ、「現に戦闘を行っている現場」でなければ地球上のどこへでも派遣され、弾薬の供給や輸送活動等ができるようになり、事実上他国の軍隊と共同で軍事行動することが可能になります。

自衛隊のこうした行動により、わが国が他国の戦争に事実上参加して武力紛争の当事者となり、自衛隊員が殺したり殺されたりするという事態が現実のものとなろうとしているのです。

- 2 これまで歴代政府は、集団的自衛権の行使は、憲法上許されないと表明してきました。長年維持してきた憲法解釈を、閣議決定という形で時の内閣の独断で変更し、関連法によって具体化することは、厳格に定められた憲法改正手続（96条）を無視して憲法改正を行うに等しく、憲法に違反する法律や政府の行為を無効とする憲法の最高法規性（98条）にも抵触するもので、法で権力を縛って国民の基本的人権の保障を図ろうとする立憲主義に反する許されない行為です。

そして、私たちが、許されないと声を上げなければ、立憲主義は、絵に描いた餅になってしまいます。

- 3 今年は戦後70年を迎えます。

70年前、先の大戦が終わった時、日本国内だけでも軍人・民間人含め300万人を超える人々が戦争の犠牲になり、広島・長崎への原爆投下をはじめ国土全体が焦土と化していました。日本国内だけで、私たちが4年前に体験した東日本大震災の死者・行方

不明者の150倍にのぼる人々が犠牲になり、アジア全体では2000万人ともいわれる人々が犠牲になるなど、戦争の悲惨さを身をもって体験したのです。

もう二度と戦争はしないというのが、当時の国民の心からの願いであり誓いであったことは当然のことでした。軍国主義の歴史と先の大戦の惨禍への深い反省に基づいて、日本国憲法が制定され、前文に平和的生存権をうたい、9条に戦争の放棄と戦力の不保持、交戦権の否認という徹底した恒久平和主義を定め、政府が二度と戦争をしないよう縛りをかけたのです。

日本国憲法はその前文において、

「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、…政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。」「日本国民は、恒久の平和を念願し、…平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。」として、日本国民の平和への不動の誓いを宣しています。

この日本国憲法に刻まれた戦争の放棄と平和への誓いは、戦後70年経ったからといって、一内閣の解釈によって変えられるという軽いものではありません。それはまさに、世紀を超えて維持されなければならない日本の至宝です。

- 4 基本的人権の擁護と社会正義の実現をめざす弁護士で構成される当会は、改めて、政府が憲法解釈の変更によって集団的自衛権行使を容認したことに抗議してその撤回を求め、関連法案を国会に提出することに強く反対します。同時に、政府に対し、憲法尊重擁護義務を守り、立憲主義、恒久的平和主義の理念のもとに国政を運営するよう、強く求めます。

そして、戦後70年を迎える憲法記念日の今日、国民のみなさんが、日本国憲法に刻まれた平和への誓いに改めて思いを馳せ、わが国がその進路を誤ることのないようしっかりと考え、ともに語り合う機会になることを切に願います。

2015年（平成27年）5月3日

宮崎県弁護士会
会長 町元 真也

